



株主提案に対する当社のスタンス



役員報酬に関する株主提案への当社のスタンス



当社は、役員報酬の個別開示に関する株主提案(第7号議案)に対し、以下の理由で反対する。

- 当社では、従来から役員報酬について、業績連動報酬を含むポリシー、総額を明確に開示している。
- 社外取締役について、現在の2名に加え、本年株主総会で1名を増員してコーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めている。
- 金額の多寡にかかわらず、全役員報酬の個別開示を行うことは、引き続き有能で独立性の高い社外役員を確保し、日本企業でもトップクラスのコーポレート・ガバナンス体制を維持することが困難になる。

当社の役員報酬に関する方針と開示



- 現在の経営陣に1億円以上の対象者は一人もおらず、個別開示はしていない。
- 当社では、取締役の報酬と当社の業績および株主利益の連動性を確保した上で、報酬額の上限も定めており、当社の多くの株主が大きな懸念や更に詳細な開示の要望を抱いているとは思われない。

当社の取締役報酬制度の概要

報酬の種類	報酬枠	現状からの変更点等
常勤取締役の固定報酬	金銭報酬と新株予約権による合計で年額180百万円以内	総額は従来水準を維持する。 株価連動部分を増加し、固定報酬部分が減少するよう大きく改善。
常勤取締役の変動報酬	前事業年度の連結当期純利益の3%以内	2008年以降無配のため、株主利益とのバランスを考慮して変動報酬の支払い実績はゼロ。 早期復配を目指す。
社外取締役の固定報酬	年額20百万円以内	現在の社外取締役2名に加え、本年株主総会で1名を増員予定だが、報酬枠は従来水準を維持する。

参考資料:2012年度の報酬額実績



- 取締役:7名、175百万円（定款上の報酬枠:200百万円以内）
- 監査役:5名、31百万円（定款上の報酬枠:50百万円以内）

※上記は、退任および社外の取締役または監査役を含みます。

当社のコーポレート・ガバナンス



- 株主総会において取締役選任議案が可決された場合、6名の取締役のうち3名が独立性の高い社外取締役となる。
- 現在、当社の取締役(5名)と監査役(4名)のうち、社外取締役と社外監査役はそれぞれ2名であり、4名全員が東証の独立役員*である。

* 東証は上場規則で、少なくとも1名の独立役員の確保を上場企業に求めている。
独立役員とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役また社外監査役をいう。

- 従来から、社外取締役・社外監査役は、取締役会においてそれぞれの専門的見識を踏まえて積極的に発言し、取締役会の議論をリードしている。
- なお、現在の社外取締役2名は、役員報酬の個別開示の株主提案に対して反対の意見を表明している。